

鹿屋市食品ECサイト開設等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
鹿屋市食品ECサイト開設等支援事業補助金交付要綱（令和3年鹿屋市告示第107号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「や」を「、」に改め、同条第2号及び第4号中「や」を「及び」に改め、同条第7号を削る。

第3条の見出しを「（申請者の要件）」に改め、同条中「対象となる」を「申請ができる」に、「補助対象者」を「交付申請資格者」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 市及び鹿児島県よろず支援拠点による事前相談を受け、市が指定するECサイトに関する支援プログラムを受講していること。

第3条に次の2項を加える。

2 市長は、前項第3号の事前相談を受ける者を期間を定めて公募するものとする。

3 市長は、前項の公募に当たり、別に定める募集要項を公表するものとする。

第4条第1項中「、モール」を「及びモール」に改める。

第5条の表月額費の項適用範囲の欄中「売上」を「売上げ」に改め、同表委託費の項適用範囲の欄中「、リニューアル」を「又はリニューアル」に改める。

第6条第1項中「4分の3」の次に「（前条の補助対象経費のうち委託費について、住所が市外にある者に発注する場合にあっては当該経費の2分の1）」を加え、同条第2項中「補助対象者」を「交付申請資格者」に改める。

第10条を第11条とする。

第9条第1号中「別記第1号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第10条とする。

第8条第4号中「別記第2号様式」を「別記第3号様式。以下「状況報告書」という。」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 前号の状況報告書の提出が必要な期間において、鹿児島県よろず支援拠点による相談支援を1回以上受けること。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定を行う場合は、鹿屋市食品ECサイト開設等支援事業候補者選定委員会開催要綱（令和4年鹿屋市告示第 号）により開催する鹿屋市食品ECサイト開設等支援事業候補者選定委員会の審査を経なければならない。

3 市長は、第1項の規定により、補助金を交付することを決定した者に対しては規則第5条に規定する補助金等交付決定通知書により、交付しないことを決定した者に対しては鹿屋市食品ECサイト開設等支援事業補助金不交付決定通知書（別記第2号様式）によりそれぞれ通知する。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。



事業の目的	
期待する効果	
ECサイトで販売予定の商品	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> そのうち、市内で生産・製造された商品又は市内で生産された農林水産物等を活用して開発された商品 </div>	
ECサイトで販売予定の商品の特徴及びセールスポイント	
市場におけるニーズ及び優位性	
ECサイトを活用した商品の販売戦略	
ターゲット	
開設又はリニューアルするECサイトの内容	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 決済方法 </div>	
完成後の管理体制	
実店舗の概要 (実店舗がある場合に記載してください。)	店舗名：
	所在地：
	主な取扱商品：
	ECサイトとの相乗効果のための取組：

注 顧客転換率とは、ECサイトの受注商品数をECサイトのアクセス数で除した割合をいう。

### 3 売上目標

(1) 現在の売上額 (            年    月～            年    月)            円

(2) 売上目標額

本事業で開設等を行うECサイトの使用開始から3年間の売上目標額等を記載してください。

	売上目標額	売上目標の算出根拠	売上目標達成のための具体的取組
1年目 (        年    月～ 年    月)	千円		
2年目 (        年    月～ 年    月)	千円		
3年目 (        年    月～ 年    月)	千円		

### 4 事業実施スケジュール

業者への発注、広告掲載、事業完了等の予定を記入してください。

実施予定時期	内 容
年    月頃	
年    月頃	
年    月頃	
年    月    日	事業完了予定日(注)

注 事業完了予定日とは、インターネット上にECサイトをアップロードし、経費の支払が完了した日をいう。

5 誓約事項 (該当する場合はチェック☑を記入してください。)

事業計画書に記載している事業の対象経費に対して、国、県その他公共団体からの助成金、交付金等の交付を受けていません。

### 6 添付書類

(1) 市内に住所があることを証明できる書類

(2) 補助対象経費の内容を確認できる書類

第2号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市食品ECサイト開設等支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市食品ECサイト開設等支援事業補助金については、下記のとおり交付しないことに決定したので、鹿屋市食品ECサイト開設等支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

1 鹿屋市食品ECサイト開設等支援事業候補者選定委員会における採点結果  
点

2 不交付とした理由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鹿屋市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

別記第2号様式の次に次の2様式を加える。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

住所

氏名

鹿屋市食品ECサイト開設等支援事業に伴う状況報告書

鹿屋市食品ECサイト開設等支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 報告対象期間

年 月 日から 年 月 日まで（ 回目報告）

2 活用状況

(1) 掲載商品数

点（ 年 月 日時点）

そのうち、市内で生産・製造された商品又は市内で生産された農林水産物等を活用して開発された商品

掲載商品数	点
商 品 名	

(2) 顧客転換率

年 月	受注商品数 (a)	アクセス数 (b)	顧客転換率 ( $a \div b \times 100$ )
年 月	点	件	%
年 月	点	件	%
年 月	点	件	%

注 可能な範囲で、当該各月のアクセスレポートを添付すること。



### 3 売上実績

(1) 申請時の売上目標額（1年目）

円

(2) 売上実績

	売上実績	目標達成率
1回目報告	円	
2回目報告	円	
3回目報告	円	
4回目報告	円	
合計	円	%

注 目標達成率は、[【売上実績合計額】÷【上記(1)申請時の売上目標額（1年目）】×100]の計算式で算出した率を記載してください。

### 4 報告対象期間中に実施した売上目標達成のための対策

- インターネットを通じた広告宣伝（ ）
- ECサイトの更新（ 回）
- SNSによる情報発信（ 回）
- ECサイトへの誘導策  
（ ）
- その他  
（ ）

第4号様式（第10条関係）

鹿屋市食品ECサイト開設等支援事業実績書

1 申請者の概要

申請者名				
業 種				
事業内容				
担 当	部 署		担当者名	
	電話番号		電子メール	

2 事業の概要

事業区分	<input type="checkbox"/> 自社ECサイト (URL : ) <input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> リニューアル
	<input type="checkbox"/> モール(出店モール名 : ) <input type="checkbox"/> 自店舗の開設 <input type="checkbox"/> 自店舗のリニューアル
掲載商品	
そのうち、市内で 生産・製造された 商品又は市内で生 産された農林水産 物等を活用して開 発された商品	
開設又はリニューアルしたECサイトの内容	
完成後の管理体制	

3 事業完了日（インターネット上にECサイトをアップロードし、経費の支払が完了した日）

年 月 日

4 添付書類

- (1) 開設又はリニューアルを行ったページの写し
- (2) 領収書の写し等支出を明確にする書類の写し

## 附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。